

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	文化振興・文化財課
契約締結年月日	令和6年4月1日
契約者名	株式会社アンビションアクト
契約名	レンタル電動自転車業務サポート業務
契約金額 (税込み)	4,840,000円
随意契約理由	<p>本事業は、八ヶ岳南麓の峡北エリアの主要駅である小淵沢駅周辺の二次交通について、レンタル電動自転車業務から基礎データを取得し、運用について検討する実証実験等を行うことを目的とし、業務内容は、自転車の保守・管理業務、レンタル業務、利用者向けのモデルコース・周遊マップの作成、本事業を広く知らしめるための広報、利用者の動向調査、ニーズ調査、調査結果の分析及び定着のための課題解決に向けた提案等である。</p> <p>事業初年度である令和2年度は試験的な運用を行い、令和3年度は借用箇所を増設及び配置自転車数の増加等を行い、企画提案審査方式により、(株)アンビションアクトを委託契約先として、レンタル電動自転車の保守管理等を委託。令和4年度は主要な業務内容を同一とし、有料化の試行を開始した。令和5年度は、乗り捨てる運用を開始し、利用者の行動分析やニーズ調査等から自走化に向けた課題を抽出した。</p> <p>事業5年目となる令和6年度は、これまでの利用実績に加え、利用料金の値上げや自転車配置場所を増加するなどした上で利用者の行動分析等を調査、研究し、自走化に向けた実証実験を着実に進める必要がある、利用者の行動データを所有する同社以外にこれを実現することは不可能である。</p> <p>以上のことから、(株)アンビションアクトは、現状、本事業の仕様を満たし、円滑かつ適正に運営が可能な唯一の事業者である。</p> <p>よって、その性質上本契約は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の特別の理由がある場合を適用して見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

